

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p> <p>海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款（株）」という。）第39条及び海外投資（不動産等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款（不）」という。）第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p> <p>海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款（株）」という。）第39条及び海外投資（不動産等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款（不）」という。）第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>（申込み）</p> <p>第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款（株）の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資（株式等）保険申込書」、約款（不）の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資（不動産等）保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p>	<p>（申込み）</p> <p>第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款（株）の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資（株式等）保険申込書」、約款（不）の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資（不動産等）保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p>	

<p>一 払い込み等を証する以下に掲げる書類。ただし、送金額により取得のための対価の額及び再投資に係る対象株式等の取得に要した額を設定する場合に限る。また、申込み後に送金又は輸出を予定している場合は送金又は輸出後1月以内に別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」とともにこれを提出する。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ <u>対象</u>株式等の取得のために現物投資をした場合にあつては、輸出承認証、船積書類及び購入契約書等並びに当該現物投資に係る価額（海外投資保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052。以下「運用規程」という。）第7条第1項第4号、第5号及び第6号の規定に定めるものをいう。）を証する書類及び会計帳簿</p> <p>ニ (略)</p> <p>二 約款（株）第2条第1項第6号の危険（以下「信用危険」という。）の場合にあつては、<u>てん補対象企業</u>の事業計画書</p> <p>三 <u>運用規程第7条第1項第3号及び同条第2項に基づき</u>、取得のための対価の額及び再投資に係るてん補対象企業の対象株式等の評価額を設定する場合は、当該設定において基礎とする直近の財務諸表等。</p> <p>四～五 (略)</p> <p>2 第1項第1号に定める書類（申込み後に送金又は輸出を予定している場合に限る。）のほか、<u>同項</u>第5号に定める書類のうち、申込み時点において入手が困難なものは、入手後速やかに提出するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 約款（株）第2条第1項第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対するてん補又は約款（株）第2条第1項第6号の規</p>	<p>一 払い込み等を証する以下に掲げる書類。ただし、送金額により取得のための対価の額を設定する場合に限る。また、申込み後に送金又は輸出を予定している場合は送金又は輸出後1月以内に別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」とともにこれを提出する。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 株式等の取得のために現物投資をした場合にあつては、輸出承認証、船積書類及び購入契約書等並びに当該現物投資に係る価額（海外投資保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052。以下「運用規程」という。）第7条第1項第4号、第5号及び第6号の規定に定めるものをいう。）を証する書類及び会計帳簿</p> <p>ニ (略)</p> <p>二 約款（株）第2条第1項第6号の危険（以下「信用危険」という。）の場合にあつては、<u>被保険投資の相手方</u>の事業計画書</p> <p>三 <u>当該被保険投資の相手方における直近の財務諸表等。ただし、簿価純資産額により</u>取得のための対価の額を設定する案件に限る。</p> <p>四～五 (略)</p> <p>2 第1項第1号<u>ただし書</u>に定めるもののほか、第5号に定める書類のうち、申込み時点において入手が困難なものは、入手後速やかに提出するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 約款（株）第2条第1項第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対するてん補の申込みをしようとする者は、原則とし</p>	
--	---	--

<p><u>定に基づき、信用危険に係るてん補</u>の申込みをしようとする者は、原則として、送金前に申込みをするものとする。</p> <p>6 約款（株）の申込みにあつては、被保険投資の相手方 <u>（てん補対象企業に被保険投資の相手方以外が含まれる場合は当該てん補対象企業を含む。）</u> について、別に日本貿易保険の定める規定に従い、遅くとも保険申込みと同時に海外商社名簿への登録手続きを行うものとする。</p> <p>7～8 （略）</p>	<p>て、送金前に申込みをするものとする。</p> <p>6 約款（株）の申込みにあつては、被保険投資の相手方について、別に日本貿易保険の定める規定に従い、遅くとも保険申込みと同時に海外商社名簿への登録手続きを行うものとする。</p> <p>7～8 （略）</p>	
<p>（重大な変更の通知等）</p> <p>第4条 被保険者は、約款（株）第21条第1項、又は約款（不）第21条第1項の規定に基づき、<u>てん補対象企業に対する直接又は間接の</u>投資に関し重大な変更（別表2に掲げる変更をいう。）を行ったときは、当該変更を行った日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p>	<p>（重大な変更の通知等）</p> <p>第4条 被保険者は、約款（株）第21条第1項、又は約款（不）第21条第1項の規定に基づき、<u>被保険</u>投資に関し重大な変更（別表2に掲げる変更をいう。）を行ったときは、当該変更を行った日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p>	
<p>（保険契約の内容の変更請求）</p> <p>第5条 被保険者は、約款（株）第34条第1項又は約款（不）第33条の規定に基づき、保険契約の内容の変更を請求するときは、別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>（被保険投資の内容の変更請求）</p> <p>第5条 被保険者は、約款（株）第34条第1項又は約款（不）第33条の規定に基づき、保険契約の内容の変更を請求するときは、別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」を本店等に提出するものとする。</p>	
<p>（取得のための対価の額等の変更請求）</p> <p>第7条 保険契約者は、約款（株）第38条又は約款（不）第37条の規定に基づき、取得のための対価の額<u>若しくは</u>配当金の額<u>又は再投資に係るてん補対象企業の対象株式等の取得に要した額若しくは評価額</u>の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店等</p>	<p>（取得のための対価の額等の変更請求）</p> <p>第7条 保険契約者は、約款（株）第38条又は約款（不）第37条の規定に基づき、取得のための対価の額 <u>（プレミアム相当額を証券で定める場合にあつては、証券で定めるプレミアム相当額を含む）</u> <u>又は</u>配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写</p>	

<p>に提出するものとする。</p>	<p>しを本店等に提出するものとする。</p>	
<p>(担保権設定の承諾申請等)</p> <p>第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>主要な事業資産等としててん補する(重要資産等として別に特約を付しててん補している場合にあっては、当該重要資産等に含めた)</u>株式若しくは貸付金債権又はてん補対象企業<u>若しくは中間企業</u>の株式若しくは<u>てん補対象</u>企業向け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第8-2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>2 被保険者は、前項第1号の規定に基づき担保権を設定したときは、約款(株)第37条第<u>1</u>項又は約款(不)第36条第<u>1</u>項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険担保権設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>3 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき質権又は譲渡担保権を設定したときは、約款(株)第37条第<u>2</u>項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-4「海外投資保険質権等設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(担保権設定の承諾申請等)</p> <p>第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別に<u>付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権又は別に付した特約において約款(株)第2条第2項の規定に基づく</u>てん補対象<u>に含めた再投資先</u>企業の株式若しくは<u>再投資先</u>企業向け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第8-2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>2 被保険者は、前項第1号の規定に基づき担保権を設定したときは、約款(株)第37条第<u>3</u>項又は約款(不)第36条第<u>2</u>項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険担保権設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>3 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき質権又は譲渡担保権を設定したときは、約款(株)第37条第<u>3</u>項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-4「海外投資保険質権等設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>4～5 (略)</p>	
<p>(再投資先企業てん補)</p>	<p>(部分損失特約)</p>	

<p>第26条 <u>てん補対象企業（被保険投資の相手方を除く。）に係る約款（株）第2条第1項の規定に基づくてん補、及び約款（株）第2条第4項の規定に基づき、再投資先企業向け貸付金債権に係る損失のてん補について、保険</u>申込みをしようとする者は、別紙様式第25「<u>再投資先企業てん補</u>申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>第26条 <u>約款（株）第2条第2項の規定に基づき、被保険投資の相手方の事業の一部をてん補対象とする特約の</u>申込みをしようとする者は、別紙様式第25「<u>部分損失特約</u>申請書」を本店等に提出するものとする。</p>													
<p>（事業拠点等特約） 第27条 約款（株）第2条第3項の規定に基づき、<u>てん補対象企業</u>の一の事業拠点等をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「事業拠点等特約申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>（事業拠点等特約） 第27条 約款（株）第2条第3項の規定に基づき、<u>被保険投資の相手方</u>の一の事業拠点等（<u>前項の特約を付した場合には当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等</u>）をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「事業拠点等特約申請書」を本店等に提出するものとする。</p>													
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>														
<p>別表 1</p> <p style="text-align: center;">海外投資保険提出書類一覧表 (抜粋)</p> <p>別紙様式第1から第9及び第24から第27の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第10-1から第23の提出先は本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="107 1209 1003 1361"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>・ <u>再投資先企業てん補</u>申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	25	・ <u>再投資先企業てん補</u> 申請書	1 (1)	<p>別表 1</p> <p style="text-align: center;">海外投資保険提出書類一覧表 (抜粋)</p> <p>別紙様式第1から第9及び第24から第27の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第10-1から第23の提出先は本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="1025 1209 1921 1361"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>・ <u>部分損失特約</u>申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	25	・ <u>部分損失特約</u> 申請書	1 (1)	
様式番号	提出書類	提出部数												
25	・ <u>再投資先企業てん補</u> 申請書	1 (1)												
様式番号	提出書類	提出部数												
25	・ <u>部分損失特約</u> 申請書	1 (1)												
<p>別表 2</p>	<p>別表 2</p>													

<p>重大な変更</p>	<p><u>被保険投資の</u>重大な変更</p>	
<p>① 被保険投資の相手方又は再投資先企業の変更</p> <p>② 被保険投資 <u>又は再投資に係る投資先国等、てん補対象企業若しくは中間企業の所在する国若しくは地域又は事業地国等</u>の変更（法第2条第17項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の目的たる権利等の「国又は地域」の変更をいう。）</p> <p>③ 被保険投資の相手方又は再投資先企業の事業内容の変更（法第2条第17項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の内容の変更をいう。）</p> <p>④ 被保険投資 <u>又は再投資</u>に係る投資先国等、<u>再投資先国等又は事業地国等</u>の政府等との間の契約等の内容の変更（当該契約等について約款（株）第2条第1項第4号ただし書きに係る特約が付されている場合に限る。）</p> <p>注1：①及び③の「再投資先企業」は<u>てん補対象企業及び主要な事業資産等として株式を特定する企業をいう。</u></p> <p>注2：④は、被保険者若しくは<u>てん補対象企業</u>の意思によらない変更等又は被保険者若しくは<u>てん補対象企業</u>が関与できない変更は除く。</p>	<p>① 被保険投資の相手方又は再投資先企業の変更</p> <p>② 被保険投資 <u>（再投資を含む。以下同じ。）</u>に係る投資先国等 <u>又は事業地の国若しくは地域（以下「事業地国等」という。）</u>の変更（法第2条第17項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の目的たる権利等の「国又は地域」の変更をいう。）</p> <p>③ 被保険投資の相手方又は再投資先企業の事業内容の変更（法第2条第17項第2号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の内容の変更をいう。）</p> <p>④ 被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更（当該契約等について約款（株）第2条第1項第4号ただし書きに係る特約が付されている場合に限る。）</p> <p>注1：<u>「再投資」とは、被保険者の相手方による被保険投資の相手方による直接又は間接の投資をいう。</u></p> <p>注2：<u>①及び③の「再投資先企業」は当該再投資先企業の事業に係る損失を約款（株）第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第2項の特約に基づきてん補する場合に限る。</u></p> <p>注3：<u>④にあっては、被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業の意思によらない変更等又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業が関与できない変更は除く。</u></p>	
<p>別表3</p> <p>損失を受けるおそれが高まる事情の発生 (抜粋)</p>	<p>別表3</p> <p>損失を受けるおそれが高まる事情の発生 (抜粋)</p>	

[約款（株）の場合]

- 一 対象株式等に係る損失を受けるおそれ
 - イ てん補対象企業が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒乱により損害を受けたこと
 - ロ てん補対象企業が約款（株）第2条第1項第3号で定める事由により損害を受けたこと
 - ハ 約款（株）第2条第1項第6号で別に特約を付した場合であって、てん補対象企業の所在国政府等による政策変更が生じた又は当該政策変更により損失が発生したこと
- ニ てん補対象企業が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
- 二 配当金請求権に係る損失を受けるおそれ
 - イ 支払期日前において、対象株式等に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと
 - ロ てん補対象企業が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けたこと
 - ハ てん補対象企業が約款（株）第2条第1項第3号で定める事由により損害を受けたこと
 - ニ てん補対象企業が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
- ホ 外国政府等による対象株式等喪失取得金等の管理

[約款（株）の場合]

- 一 株式等に係る損失を受けるおそれ
 - イ 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒乱により損害を受けたこと
 - ロ 被保険投資の相手方が約款（株）第2条第1項第3号で定める事由により損害を受けたこと
 - ハ 約款（株）第2条第1項第6号で別に特約を付した場合であって、被保険投資の相手方等の所在国政府等による政策変更が生じた又は当該政策変更により損失が発生したこと
- ニ 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
- 二 配当金請求権に係る損失を受けるおそれ
 - イ 支払期日前において、株式等に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと
 - ロ 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けたこと
 - ハ 被保険投資の相手方が約款（株）第2条第1項第3号で定める事由により損害を受けたこと
 - ニ 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
- ホ 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理

<p>へ 対象株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</p> <p>ト 支払期日前におけるてん補対象企業についての破産手続開始の決定</p> <p>三 対象株式等喪失取得金等に係る損失を受けるおそれ</p> <p>イ 外国政府等による対象株式等喪失取得金等の管理</p> <p>ロ 当該対象株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</p> <p>ハ 外国政府等による対象株式等喪失取得金等の没収（約款（株）第2条第1項第5号イからニまでに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。）</p>	<p>へ 株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</p> <p>ト 支払期日前における被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定</p> <p>三 株式等喪失取得金等に係る損失を受けるおそれ</p> <p>イ 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理</p> <p>ロ 当該株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</p> <p>ハ 外国政府等による株式等喪失取得金等の没収（約款（株）第2条第1項第5号イからニまでに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。）</p>			
<p>別表4（第17条第1項第1号関係）</p> <p>約款（株）第2条のてん補危険の場合 （抜粋）</p>	<p>別表4（第17条第1項第1号関係）</p> <p>約款（株）第2条のてん補危険の場合 （抜粋）</p>			
<p>提出書類</p> <p>3. 損失額を確認できる書類</p>	<p>備考</p> <p>(1) 約款（株）第2条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款（株）第4条第1項の直前評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類 <u>（なお、運用規程第7条第1項第3号又は第2項に基づき評価額を設定した場合は、日本貿易保険が認める場合を除き、当</u></p>	<p>提出書類</p> <p>3. 損失額を確認できる書類</p>	<p>備考</p> <p>(1) 約款（株）第2条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款（株）第4条第1項の直前評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p>	

	<p><u>該設定に用いた財務諸表等に係る直近のものを用いることとする。以下②において同じ。)</u>。</p> <p>(イ) <u>被保険者、被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業</u>の監査済財務諸表等の写し（約款（株）第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下(ロ)において同じ。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)に<u>定める被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写し</u>の提出が困難な場合は、被保険者、<u>被保険投資の相手方又は中間企業の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業</u>の未監査財務諸表等の写し</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方、<u>中間企業又はてん補対象企業</u>の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など)</p> <p>② 約款（株）第4条第3項の直後評価額</p>		<p>(イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し（約款（株）第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下(ロ)において同じ。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など)</p> <p>② 約款（株）第4条第3項の直後評価額</p>	
--	---	--	---	--

	<p>を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険者、被保険投資の相手方、<u>中間企業又はてん補対象企業</u>の監査済財務諸表等の写し（当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下(ロ)において同じ。）</p> <p>(ロ) 上記(イ)に<u>定める被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写し</u>の提出が困難な場合は、被保険者、<u>被保険投資の相手方又は中間企業</u>の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方、<u>中間企業又はてん補対象企業</u>の未監査財務諸表等の写し</p> <p>(ハ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)及び(ロ)の提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方、<u>中間企業又はてん補対象企業</u>の未監査財務諸表等、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p>		<p>を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し（当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下(ロ)において同じ。）</p> <p>(ロ) 上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</p> <p>(ハ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)又は(ロ)の提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	
--	--	--	---	--

	<p>(5) 約款（株）第3条第1項第1号④、第2号③若しくは第3項第1号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第1号⑤、第2号④、第2項第3号、若しくは第3項第2号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定される支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第2号に規定する支出した金額（以下、別表4において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</p> <p>①～④ （略）</p>		<p>(5) 約款（株）第3条第1項第2号若しくは第3項第1号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第3号、第2項第3号、若しくは第3項第2号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定される支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第2号に規定する支出した金額（以下、別表4において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</p> <p>①～④ （略）</p>	
<p>5. 保険事故を確認できる書類</p>	<p>(1) （略）</p> <p>(2) 約款（株）第2条第1項第2号に該当する事由による保険事故については、<u>てん補対象企業</u>が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び<u>てん補対象企業</u>について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(3) 約款（株）第2条第1項第3号に該当する事由による保険事故については、<u>てん補対象企業</u>が損害を受けた同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事等の写し等当該事実を証する</p>	<p>5. 保険事故を確認できる書類</p>	<p>(1) （略）</p> <p>(2) 約款（株）第2条第1項第2号に該当する事由による保険事故については、<u>被保険投資の相手方</u>が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び<u>被保険投資の相手方</u>について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(3) 約款（株）第2条第1項第3号に該当する事由による保険事故については、<u>被保険投資の相手方</u>が損害を受けた同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事等の写し等当該事実を証</p>	

	<p>書類及び<u>てん補対象企業</u>について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 約款(株)第2条第1項第6号に該当する事由による保険事故<u>の場合</u></p> <p>① <u>約款(株)第2条第1項第6号イに該当する事由による保険事故</u>については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>② <u>約款(株)第2条第1項第6号ロに該当する事由による保険事故</u>については、次の(イ)及び(ロ)に定める書類</p> <p>(イ) <u>当該公的機関が当該事実を明らかにした書類の写し(会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し)</u></p> <p>(ロ) <u>当該公的機関による当該事由に係る手続が終結するまでに当該事由に係る対象株式等が処分されたこと又はてん補対象企業が解散されたことその他日本貿易保険が特に認めたこれらに準ず</u></p>		<p>する書類及び<u>被保険投資の相手方</u>について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 約款(株)第2条第1項第6号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p>	
--	--	--	---	--

	<u>る事実を証する書類</u>			
8. 保険証券	(1) (略) (2) 上記(1)において被保険投資 <u>又は再投資</u> の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本	8. 保険証券	(1) (略) (2) 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本	
9. 他の保険の請求状況を確認できる書類	被保険投資 <u>又は再投資</u> について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契約内容を確認できる書類	9. 他の保険の請求状況を確認できる書類	被保険投資について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契約内容を確認できる書類	